

砥部町国民保護計画

資料編

目 次

第1編 国民保護に関する用語

1 法令名等	3
2 住民関連	3
3 武力攻撃関連	4
4 避難、救援等関連	5
5 関係機関、施設関連	6

第2編 関係機関等に関する資料

1 県(警察機関含む)	9
2 指定地方行政機関	10
3 自衛隊	11
4 指定公共機関	12
5 指定地方公共機関	13
6 県内市町	13
7 県内消防機関	14
8 その他の機関	14

第3編 対策本部において集約すべき基礎的資料

1 地域区分・住民基礎データ	17
2 避難施設一覧表	18
3 大規模集客施設等のリスト	19
4 伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表	21
5 伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備一覧表	22
6 消防団車両・資機材一覧表	23
7 固定系・移動系防災行政無線一覧表	25
8 消防団無線一覧表	30
9 区域内の道路網一覧表	33
10 輸送力一覧表	34
11 備蓄物資、調達可能物資一覧表	38
12 医療機関一覧表	41
13 火葬場等一覧表	42
14 関係機関との協定一覧表	43

第4編 関係条例

- 1 災害派遣手当に関する条例..... 47
- 2 砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対処事態対策本部条例..... 48
- 3 砥部町国民保護協議会条例..... 49

第5編 様式

- 1 被災情報の報告様式..... 53
- 2 【様式第1号】安否情報の収集様式(避難住民・負傷住民)..... 54
- 3 【様式第2号】安否情報の収集様式(死亡住民)..... 55
- 4 【様式第3号】安否情報報告書..... 56
- 5 【様式第4号】安否情報照会書..... 57
- 6 【様式第5号】安否情報回答書..... 58

第6編 避難実施要領

- 1 基本指針..... 61
- 2 弾道ミサイル攻撃の場合..... 62
- 3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合..... 65

第1編 国民保護に関する用語

1 法令名等

用語	意義
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 【平成 16 年法律第 112 号】
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 【平成 16 年政令第 275 号】
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令 【平成 17 年総務省令第 44 号】
ジュネーブ諸条約	戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定められた条約をいう。次の 4 つの条約と 2 つの追加議定書からなる。 ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約【第一条約】 ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約【第二条約】 ・捕虜の待遇に関する条約【第三条約】 ・戦時における文民の保護に関する条約【第四条約】 ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第一追加議定書】 ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書【第二追加議定書】
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 【平成 16 年法律第 114 号】
買い占め等防止法	生活関連物資等の買い占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律 【昭和 48 年法律第 48 号】
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準 【平成 16 年厚生労働省告示第 343 号】
火災・災害等即報要領	昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防長官通知

2 住民関連

用語	意義
避難住民等	「避難住民」及び「武力攻撃災害による被災者」をいう。
災害時要援護者	次のいずれかに該当する者をいう。 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 ・自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 ・危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 例えば、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等が考えられる。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。 【災害対策基本法第 5 条第 2 項】

3 武力攻撃関連

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。【事態対処法第2条】
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 【事態対処法第2条】
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。【事態対処法第1条】
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 【事態対処法第25条】
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第2条】
緊急対処事態における災害	武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 【国民保護法第183条】
ゲリラ	不正規軍の要員
特殊部隊	正規軍の要員
NBC攻撃	核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)又は化学兵器(chemical weapons)による攻撃をいう。
対処基本方針	政府の定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針 【事態対処法第9条】
治安出動	内閣総理大臣が、一般の警察力では治安を維持することができないと認める場合又は都道府県知事からの出動の要請があつてかつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第78、81条】
防衛出動	内閣総理大臣が、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、我が国を防衛するために必要があると認める場合に命じる自衛隊の出動 【自衛隊法第76条】
国民保護等派遣	防衛大臣が、知事から国民保護法第5条第1項(緊急対処事態における準用を含む)の要請を受けた場合又は国の対策本部長から同条第2項の求めがあつた場合に、内閣総理大臣の承認を請け実施する、国民保護措置等のための部隊等の派遣 【自衛隊法第77条の4】
緊急対処事態対処方針	政府の定める緊急対処事態に関する対処方針【事態対処法第25条】

4 避難、救援等関連

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要となる地域をいう。【国民保護法第 52 条】
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）をいう。 【国民保護法第 52 条】
関係近接要避難地域	法第 54 条第 1 項に基づき、知事が、要避難地域に近接する地域の住民をも避難させる必要があると認めた場合における当該地域をいう。
要避難地域等	要避難地域及び関係近接要避難地域をいう。
受入地域	他都道府県からの避難住民を受け入れるべき地域をいう。避難先地域を管轄する都道府県知事が決定する。 【国民保護法第 58 条】
応急復旧	一時的な補修や修繕のことをいう。（当面の機能を回復させるのみ。） 【国民保護法第 139 条】
武力攻撃災害復旧	武力攻撃により被害を受けた施設又は設備の復旧のことをいう。（本格的な工事を行って機能を原状に回復させる。） 【国民保護法第 141 条、第 171 条】
対処措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する措置（①侵害排除、②国民保護（武力攻撃災害復旧は含まない。））をいう。 【事態対処法第 2 条】
国民保護措置 （国民保護のための措置）	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる措置（武力攻撃災害復旧を含む。）をいう。 【国民保護法第 2 条】
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法第 183 条において準用する法の規定に基づいて実施する事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。 【国民保護法第 172 条】
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報をいう。 【国民保護法第 94 条】
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。 【国民保護法第 79 条】
物資 （救援の実施に必要な物資）	救援の実施に必要な物資（医療品、食品、寝具、医療用具その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建設資材、燃料等）をいう。 【国民保護法第 81 条】
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うものをいう。 【国民保護法第 81 条】

5 関係機関、施設関連

用語	意義
指定行政機関	次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成 15 年政令第 252 号。以下「事態対処法施行令」という。）で定めるものをいう。 【事態対処法第 2 条】 ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関 ・内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関 ・内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関 ・内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 【事態対処法第 2 条】
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 【事態対処法第 2 条】
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社（地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）第 1 条の地方道路公社をいう。）その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項の地方独立行政法人をいう。）で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。【国民保護法第 2 条】
指定公共機関等	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。
都道府県知事等	都道府県の知事その他の執行機関をいう。【国民保護法第 11 条】
市町村長等	市町村の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第 16 条】
地方公共団体の長等	地方公共団体の長その他の執行機関をいう。【国民保護法第 19 条】
指定行政機関の長等	指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長等並びに指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。【国民保護法第 41 条】
緊急消防援助隊	消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の 4 第 1 項に規定する緊急消防援助隊をいう。
生活関連等施設	法第 102 条第 1 項（発電所、危険物貯蔵施設、浄水施設等）に規定する施設をいう。
消防吏員	消防吏員、警察官又は海上保安官をいう。【国民保護法第 98 条】
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官をいう。【国民保護法第 63 条】
警察署長等	警察署長、海上保安部長等又は出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。【国民保護法第 64 条】
海上保安部長等	国民保護法施行令第 7 条の管区海上保安本部の事務所の長をいう。 【国民保護法第 61 条】

第2編 関係機関等に関する資料

1 県（警察機関含む）

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	愛媛県庁	県民環境部防災局危機管理課	790-8570	松山市一番町4丁目4-2	089-941-2111	089-941-0119
2	中予地方局	総務企画部 総務県民課	790-8502	松山市北持田町132	089-941-1111	089-946-3703
3	東予地方局	総務企画部 総務県民課	793-0042	西条市喜多川796-1	0897-56-1300	0897-56-3700
4	南予地方局	総務企画部 総務県民課	798-8511	宇和島市天神町7-1	0895-22-5211	0895-24-3055
5	今治支局	総務県民室	794-8502	今治市旭町1-4-9	0898-23-2500	0898-32-3709
6	八幡浜支局	総務県民室	796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	0894-22-4111	0894-24-3700
7	四国中央土木事務所	用地管理課	790-0404	四国中央市三島宮川4-6-53	0896-24-4455	0896-23-5906
8	久万高原土木事務所	用地管理課	791-1201	上浮穴郡久万高原町 久万571-1	0892-21-1210	0892-21-0773
9	大洲土木事務所	事業管理課	795-8504	大洲市田口甲425-1	0893-24-5121	0893-24-7525
10	西予土木事務所	事業管理課	797-0015	西予市宇和町卯之町4-445	0894-62-1331	0894-62-9277
11	愛南土木事務所	用地管理課	798-4194	愛南町御荘平城3048	0895-72-1145	0895-72-1147

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	警察本部	—	790-8573	松山市南堀端町2-2	089-934-0110	—
2	松山南警察署	—	791-1104	松山市北土居町426-1	089-958-0110	—
3	警察学校	—	791-3134	伊予市松前町西古泉646	089-984-1405	—
4	運転免許センター	—	799-2661	松山市勝岡町1163-7	089-934-0110	—
5	四国中央警察署	—	799-0405	四国中央市三島中央5-4-20	0896-24-0110	—
6	新居浜警察署	—	792-0026	新居浜市久保田町3-9-8	0897-35-0110	—
7	西条警察署	—	793-0028	西条市新田133-1	0897-56-0110	—
8	西条西警察署	—	799-1341	西条市壬生川124-1	0898-64-0110	—
9	今治警察署	—	794-0042	今治市旭町1-4-2	0898-34-0110	—
10	伯方警察署	—	794-2305	今治市伯方町木浦甲4639-1	0897-72-0110	—
11	松山東警察署	—	790-8551	松山市勝山町2-13-2	089-943-0110	—
12	松山西警察署	—	791-8502	松山市須賀町5-36	089-952-0110	—
13	久万高原警察署	—	791-1201	上浮穴郡久万高原町 久万542-4	0892-21-0110	—
14	伊予警察署	—	791-3111	伊予市下吾川960	089-982-0110	—
15	大洲警察署	—	795-0064	大洲市東大洲1686-1	0893-25-1111	—
16	八幡浜警察署	—	796-8002	八幡浜市広瀬2-1-5	0894-22-0110	—
17	西予警察署	—	797-0015	西予市宇和町卯之町4-659	0894-62-0110	—
18	宇和島警察署	—	798-0074	宇和島市並松2-1-30	0895-22-0110	—
19	愛南警察署	—	798-4110	愛南町御荘平城2982-2	0895-72-0110	—

2 指定地方行政機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	四国管区警察局	広域調整第二課	760-0008	高松市中野町 19-7	087-833-2111	087-867-5497
2	四国総合通信局	総務課	790-8795	松山市宮田町 8-5	089-936-5010	089-936-5007
3	四国財務局 松山財務事務所	総務課	790-0808	松山市若草町 4-3 合同庁舎 7F	089-941-7185	089-921-8392
4	神戸税関 松山税関支署	管理課	791-8058	松山市海岸通 2426-5 合同庁舎内	089-951-0301	089-952-4225
5	中国四国厚生局 四国厚生支局	総務課	760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-9565	087-822-6299
6	愛媛労働局	総務部総務課	790-8538	松山市若草町 4-3 合同庁舎内	089-935-5200	089-935-5210
7	中国四国農政局 愛媛農政事務所	農政推進課	790-8519	松山市宮田町 188	089-932-1177	089-932-1872
8	四国森林管理局 愛媛森林管理署	総務課	791-8023	松山市朝美 2-6-32	089-924-0550	089-924-0598
9	四国経済産業局	総務企画部 総務課	760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8503	087-811-8549
10	中国四国産業保安監督 部	管理課	730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 合同庁舎 2 号館	082-224-5753	082-224-5650
11	中国四国産業保安監督 部四国支部	管理課	760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8582	087-811-8595
12	四国地方整備局 松山河川国道事務所	調査第一課	790-8574	松山市土居田町 797-2	089-972-0612	089-972-8105
13	四国地方整備局 大洲河川国道事務所	調査課	795-8512	大洲市中村 210	0893-24-5185	0893-24-2059
14	四国地方整備局松山港 湾・空港整備事務所	工務課	791-8058	松山市海岸通 2426-1	089-951-0161	089-946-8010
15	四国運輸局 愛媛運輸支局	総務企画部門	791-1113	松山市森松町 1070	089-956-9957	089-957-9035
16	大阪航空局 松山空港事務所	総務課	791-8042	松山市南吉田町	089-972-0319	089-973-1056
17	大阪管区气象台 松山地方气象台	防災業務課	790-0873	松山市北持田町 102	089-933-3610	089-943-6250
18	第六管区海上保安本部 松山海上保安部	警備救難課	791-8058	松山市海岸通 2426-5	089-951-1197	089-951-7796

3 自衛隊

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	陸上自衛隊 中部方面總監部	総務部 地域連絡調整課	664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	072-782-0001	072-778-0551
2	陸上自衛隊	第 14 旅団	765-0002	香川県善通寺市南町 2-1-1	0877-62-2311 (内 234)	0877-62-2311 (内 238)
		第 14 特科隊	791-0298	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911 (内 238、 夜 302)	089-975-0911 (内 228、 夜 225)
		愛媛地方協力 本部	790-0003	松山市三番町 8 丁目 352-1	089-941-83 81・8382	089-941-8383
3	海上自衛隊 呉地方總監部	防衛部	737-8554	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	0823-22-5692
4	航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	防衛部運用課 運用 2 班	816-0804	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031 (内 2334)	092-581-4031 (内 6923)

4 指定公共機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	独立行政法人国立病院 機構四国がんセンター	管理課	791-0288	松山市南梅本町甲 160	089-999-1111	089-999-1100
2	独立行政法人国立病院 機構愛媛病院	管理課	791-0281	東温市横河原 366	089-964-2411	089-964-0251
3	日本銀行松山支店	総務課	790-0003	松山市三番町 4-10-2	089-933-2211	089-946-3350
4	日本赤十字社 愛媛県支部	事業推進課	790-8570	松山市一番町 4丁目 4-2 (県庁内)	089-921-8603	089-945-6792
5	日本放送協会 松山放送局	放送部・報道	790-8501	松山市堀之内 5	089-921-1117	089-921-1146
6	郵便事業株式会社四国 支社	総務部企画担当	790-8797	松山市宮田町 8-5	089-936-5213	089-947-5035
7	西日本高速道路株式会 社四国支社	保全サービス事 業統括グループ	760-0065	高松市朝日町 4-1-3	087-825-1926	087-823-1333
8	四国旅客鉄道株式会 社愛媛企画部	愛媛企画部	790-0062	松山市南江戸 1-14-1	089-943-5005	089-943-5526
9	日本貨物鉄道株式会 社四国支店	企画	761-8014	香川県高松市香西南町 347-2	087-882-6931	087-882-2896
10	西日本電信電話株式会 社愛媛支店	愛媛設備部 第1アクセス担当	790-0003	松山市三番町 7丁目 1-3	089-934-1409	089-934-1465
11	株式会社エヌ・ティ・ ティ・ドコモ四国支社 愛媛支店	企画総務部	790-0065	松山市宮西 2丁目 9-33	089-923-5050	089-923-8666
12	KDD I 株式会社 コンシューマー四国支社	a u 松山支店	790-0811	松山市本町三丁目 2-1 ブレッサ松山 4 F	089-934-0628	089-934-0629
13	ソフトバンクモバイル 株式会社	中国技術部技術 管理課	730-8551	広島市中区幟町 13-11	082-224-2310	082-224-2331
14	四国電力株式会社 松山支店	総務部総務課	790-8540	松山市湊町 6丁目 6-2	089-947-9081	089-946-9711
15	四国電力株式会社 大州営業所	お客様センター 総務分担	795-0052	大州市若宮 535-2	0893-24-1960	0893-24-1312
16	株式会社ダイヤモンド フェリー松山支店	—	791-8081	松山市高浜町 5-2259-1	089-951-2304	089-953-0129
17	関西汽船株式会社 松山支社	—	791-8081	松山市高浜町 5-2259-1	089-967-7181	089-967-7131
18	ジェイアール四国バス 株式会社松山支店	—	790-0053	松山市竹原 2-1-76	089-943-5015	089-946-1310
19	株式会社日本航空イン ターナショナル	—	790-0011	松山市千舟町 4-6-1	089-943-6110	089-943-3565
20	全日本空輸株式会社 松山支店	—	790-0003	松山市三番町 4-12-7	089-935-7170	089-935-7173
21	佐川急便株式会社 四国支社松山店	安全推進課	791-2111	伊予郡砥部町八倉 125	089-958-1181	089-958-1737
22	四国西濃運輸株式会 社松山支店	総務部	791-0288	東温市上村甲 980	089-990-1311	089-990-1273
23	日本通運株式会社 松山支店	総務課	790-0067	松山市大手町 2-26-3	089-941-5112	089-931-6916
24	四国福山通運株式会 社松山東支店	総務	791-0242	松山市北梅本町 66	089-970-1212	089-970-1122
25	ヤマト運輸株式会社 愛媛主管支店	社会貢献課	791-1126	松山市大橋町 466-1	089-963-5500	089-963-5501

5 指定地方公共機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	伊予鉄道株式会社	庶務課	790-0012	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222	089-948-3291
2	社団法人愛媛県バス協会	—	790-0067	松山市大手町 1-7-4	089-931-4094	089-931-5054
3	社団法人愛媛県トラック協会	業務部	790-8552	松山市南江戸 1-6-3	089-924-1069	089-924-4260
4	石崎汽船株式会社	総務部	791-8061	松山市三津 1-4-9	089-951-0128	089-951-0129
5	社団法人愛媛県医師会	事務局	790-8585	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582	089-933-1465
6	社団法人愛媛県薬剤師会	事務局	790-0003	松山市三番町 7-6-9	089-941-4165	089-921-5353
7	社団法人愛媛県看護協会	事務局	790-0843	松山市道後町 2-11-14	089-923-1287	089-926-7825
8	社団法人愛媛県歯科医師会	総務課	790-0014	松山市柳井町 2-6-2	089-933-4371	089-932-5048
9	南海放送株式会社	社長室総務部	790-8510	松山市本町 1-1-1	089-915-3801	089-915-2370
10	株式会社テレビ愛媛	総務局 経営管理部	790-8537	松山市真砂町 119	089-943-1113	089-943-1160
11	株式会社あいテレビ	総務局	790-8529	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	089-921-5420
12	株式会社愛媛朝日テレビ	経営企画室	790-8525	松山市和泉北 1-14-11	089-946-9606	089-946-4711
13	株式会社エフエム愛媛	編成制作部	790-8565	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111	089-945-1179

6 県内市町

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	松山市	消防局 防災対策課	790-0813	松山市萱町 6-30-5	089-926-9125	089-926-9194
2	伊予市	防災安全課	799-3193	伊予市米湊 820	089-982-1111	089-983-3681
3	松前町	総務課	791-3192	伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-4103	089-985-4148
4	内子町	総務課総務班	795-0392	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	0893-44-4300
5	久万高原町	総務課	791-1201	上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1111	0892-21-2860
6	今治市	消防本部 防災対策課	794-0043	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-2766	0898-32-0119
7	宇和島市	総務部 危機管理課	798-8601	宇和島市曙町 1	0895-49-7006	0895-24-1121
8	八幡浜市	危機管理室	796-8501	八幡浜市北浜 1-1-1	0894-22-3111	0894-24-0610
9	新居浜市	防災安全課	792-8585	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1282	0897-33-5180
10	西条市	危機管理課	793-8601	西条市明屋敷 164	0897-52-1282	0897-52-1200
11	大洲市	危機管理課	795-8601	大洲市大洲 690-1	0893-24-1742	0893-24-2228
12	四国中央市	消防本部安全管理課 危機管理対策室	799-0411	四国中央市下柏町 750	0896-23-8090	0896-23-6614
13	西予市	消防本部 危機管理室	797-8501	西予市宇和町卯之町 2-377	0894-62-0119	0894-62-3780
14	東温市	危機管理対策室	791-0292	東温市見奈良 530-1	089-964-4400	089-964-1609
15	上島町	消防本部 総務予防課	794-2506	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	0897-77-4111
16	伊方町	総務課	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦 1931	0894-38-2655	0894-38-1373
17	松野町	総務課	798-2192	北宇和郡松野町松丸 343	0895-42-1111	0895-42-1119
18	鬼北町	総務課	798-1395	北宇和郡鬼北町近永 800-1	0895-45-1111	0895-45-1119
19	愛南町	消防本部 防災対策課	798-4110	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0131	0895-73-1119

7 県内消防機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	松山市消防局	総務課	790-0811	松山市本町 6-6-1	089-926-9104	089-926-9144
2	今治市消防本部	防災対策課	794-0043	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-6666	0898-32-0119
3	新居浜市消防本部	総務警防課	792-0025	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1340	0897-34-1189
4	西条市消防本部	警防課	793-0028	西条市新田 183-1	0897-56-5119	0897-55-0180
5	四国中央市消防本部	安全管理課	799-0411	四国中央市下柏町 750	0896-23-8090	0896-23-6614
6	西予市消防本部	消防総務課	797-0015	西予市宇和町卯之町 2-377	0894-62-4700	0894-62-6581
7	東温市消防本部	警防係	791-0203	東温市横河原 1376	089-964-5210	089-964-5503
8	上島町消防本部	総務予防課	794-2506	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	0897-77-4111
9	久万高原町消防本部	消防課	791-1206	上浮穴郡久万高原町 上野尻甲 90	0892-21-2411	0892-21-2656
10	愛南町消防本部	消防課	798-4110	南宇和郡愛南町御荘平城 3211	0895-72-0119	0895-73-0119
11	八幡浜地区施設事務組合消防本部	総務課	796-0010	八幡浜市大字松柏丙 796	0894-22-0119	0894-22-5227
12	伊予消防等事務組合消防本部	総務係	799-3111	伊予市下吾川 950-3	089-982-0657	089-983-4311
13	宇和島地区広域事務組合消防本部	警防課	798-0060	宇和島市丸の内 5-1-18	0895-20-0119	0895-24-7662
14	大洲地区広域消防事務組合消防本部	総務課	795-0012	大洲市大洲 1034-4	0893-24-2666	0893-24-3073

8 その他の機関

	機関名	連絡窓口	郵便番号	所在地	電話	F A X
1	伊予郡砥部町土地改良区	—	791-2195	宮内 1392	089-962-6010	089-962-4277
2	えひめ中央農業協同組合	総務課	790-0011	松山市千舟町 8 丁目 128 番地 1	089-943-2121	089-943-2127
3	町森林組合	—	791-2205	総津 1122	089-969-2006	089-969-2066
4	町商工会	—	791-2132	大南 394	089-962-2148	089-962-6695

第3編 対策本部において集約すべき基礎的資料

1 地域区分・住民基礎データ

(人口：人、率：％、世帯：戸)

No	小学校区	消防団分団	地区区分	総人口	年少人口	生産年齢人口	高齢人口	高齢化率	世帯数
1	麻生小学校区	第1分団	第1区分	1,513	256	994	263	17.4	645
2		第2分団	第2区分	4,934	654	3,293	987	20.0	2,093
3		第3分団	第3区分	2,262	276	1,351	635	28.1	891
4	宮内小学校区	第4分団	第4区分	4,308	640	2,785	883	20.5	1,603
5		第5分団	第5区分	1,967	283	1,272	412	20.9	729
6	砥部小学校区	第6分団	第6区分	2,827	360	1,805	662	23.4	1,080
7		第7分団	第7区分	1,053	131	645	277	26.3	374
8		第8分団	第8区分	1,727	203	1,108	416	24.1	672
9		第9分団	第9区分	586	60	349	177	30.2	229
10		第10分団	第10区分	331	27	178	126	38.1	159
11	玉谷小学校区	第11分団	第11区分	280	32	136	112	40.0	121
12	広田小学校区	第12分団	第12区分	129	8	52	69	53.5	58
13		第13分団	第13区分	58	2	17	39	67.2	31
14		第13分団	第14区分	351	36	171	144	41.0	162
15	高市小学校区	第14分団	第15区分	165	16	55	94	57.0	94
	合 計			22,491	2,984	14,211	5,296	23.5	8,941

※資料：砥部町住民基本台帳平成22年2月

2 避難施設一覧表

No	名 称	所 在 地 町丁目名 番(番地)・号	電 話	収容人数 屋内(人)	収容人数 屋外(人)
			ファックス		
1	愛媛県立医療技術大学	高尾田 543 番地	958-2111 958-2177	—	3,750
2	愛媛県立歯科技術専門学校	高尾田 543 番地	958-7547 958-7548	—	—
3	道の駅「ひろた」	総津 162 番地 1	969-2070 969-2070	—	1,650
4	愛媛県立松山南高等学校砥部分校	岩谷口 7 番地	962-4040 962-4294	—	—
5	老人生きがいの家	拾町 115 番地	956-0006 —	109	582
6	広田老人憩いの家	総津 387 番地	969-2059 969-5588	117	165
7	高齢者生活福祉センター	総津 398 番地	969-2211 969-5151	540	702
8	保健センター	宮内 1368 番地	962-6888 962-6891	326	1,767
9	砥部町陶街道ゆとり公園	千足 400 番地	962-4600 —	1,990	20,000
10	砥部町文化会館	宮内 1410 番地	962-7000 962-4411	2,675	900
11	砥部町立麻生小学校	高尾田 760 番地	956-0516 956-0598	2,817	5,433
12	砥部町立宮内小学校	宮内 640 番地	962-2072 962-2843	2,393	2,817
13	砥部町立砥部小学校	大南 1039 番地	962-2030 962-2840	2,074	4,733
14	砥部町立砥部中学校	千足 68 番地	962-2008 962-2705	4,101	7,043
15	砥部町立広田小学校	総津 375 番地	969-2417 969-2462	1,136	1,809
16	砥部町立玉谷小学校	玉谷 670 番地	969-2520 969-2589	766	956
17	砥部町立高市小学校	高市 1105 番地	969-2607 969-2632	767	796
18	大南町民広場	大南 720 番地	— —	0	2,360
19	商工会館	大南 394 番地	962-2148 962-6695	417	0
20	砥部町ひろた交流センター	総津 409 番地	969-2111 969-2115	526	804
21	ひろた町民グラウンド	総津 386 番地	— —	0	3,765

3 大規模集客施設等のリスト

事業所等の名称	所在地	電 話	F A X
パルティフジ砥部店	砥部町重光 239 番地	960-0811	960-0773
フジ砥部原町店	砥部町原町 324 番地 1	958-1231	956-1096
ダイキ砥部店	砥部町拾町 20 番地	958-9000	958-9111
ダイキ宮内店	砥部町宮内 1031 番地 1	960-7353	960-7358
セブンスター砥部店	砥部町拾町 20 番地	958-3111	957-2875
J A えひめ中央 A コープ城南店	砥部町高尾田 71 番地	956-0612	956-8591
医療法人誠志会砥部病院	砥部町麻生 40 番地 1	957-5511	957-5542
愛媛県立医療技術大学	砥部町高尾田 543 番地	958-2111	958-2177
愛媛県立松山南高等学校 砥部分校	砥部町岩谷 7 番地	962-4040	962-4294
砥部小学校	砥部町大南 1039 番地	962-2030	962-2840
宮内小学校	砥部町宮内 640 番地	962-2072	962-2843
麻生小学校	砥部町高尾田 760 番地	956-0516	956-0598
玉谷小学校	砥部町玉谷 670 番地	969-2520	969-2589
広田小学校	砥部町総津 375 番地	969-2417	969-2462
高市小学校	砥部町高市 1105 番地	969-2607	969-2632
砥部中学校	砥部町千足 68 番地	962-2008	962-2705
砥部幼稚園	砥部町大南 711 番地	962-3820	962-3820
宮内幼稚園	砥部町宮内 1651 番地	962-4765	962-4765
麻生幼稚園	砥部町原町 170 番地	962-3821	962-3821
愛育幼稚園	砥部町大南 766 番地	962-2224	962-2224
砥部保育所	砥部町大南 710 番地	962-2612	962-2612

事業所等の名称	所在地	電 話	F A X
宮内保育所	砥部町川井 1650 番地	962-2629	962-2629
麻生保育所	砥部町麻生 216 番地	956-0762	956-0762
広田保育所	砥部町総津 382 番地	969-2418	969-2418
愛媛県立とべ動物園	砥部町上原町 240 番地	962-6000	962-6194
砥部町陶街道ゆとり公園	砥部町千足 400 番地	962-4600	962-6665
砥部町文化会館	砥部町宮内 1410 番地	962-7000	962-4411
砥部町ひろた交流センター	砥部町総津 409 番地	969-2111	969-2115

4 伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所車両等一覧表

車両	区分		車名	排気量	級 別 ポンプ 製作所	経過 年数	登録年月日	登録番号	備考
	種別								
砥部 消防 署	ポンプ	31号車	日野	4,000cc	A 2 モリタ	0年	H22. 3. 26	愛媛800す3069	
	水 槽	32号車	三菱	8,200cc	芝浦	10年	H11. 4. 27	愛媛800さ 869	水量3 t
	ポンプ積載車		日産	2,000cc	B 3 芝浦	4年	H18. 2. 24	愛媛800す 146	
	救急車		トヨタ	3,370cc		4年	H18. 3. 16	愛媛800す 201	
	査察広報車		ダイハツ	660cc		3年	H18. 7. 26	愛媛880あ 284	
	査察広報車		日産	1,769cc		10年	H11. 7. 19	愛媛800さ1118	
	カブ		ホンダ	90cc		15年	H 6. 7. 19	に 70	
広砥 田部 出消 張防 所署	ポンプ車		三菱	4,210cc	A 2 小川	19年	H 3. 3. 28	愛媛88 さ9001	
	救急車		トヨタ	3,000cc		12年	H10. 3. 17	愛媛88 す4651	
	カブ		ホンダ	50cc		12年	H10. 2. 19	非 51	

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

5 伊予消防等事務組合砥部消防署・砥部消防署広田出張所無線設備
一覽表

設置場所	局 種	呼出名称	型 式	出 力	購入年月日	
砥部消防署	砥部消防署	基地局	いよしょうぼう とべ	F3E	10W	H9.10.17
	ポンプ 31号車	移動局	いよしょうぼう 31	〃	〃	H22.3.30
	水 槽 32号車	〃	いよしょうぼう 32	〃	〃	H11.3.31
	救急車	〃	いよきゅうきゅう 3	〃	〃	H18.3.20
	広報車	〃	いよしょうぼう 33	〃	〃	H18.8.1
	携帯用	〃	〃 34	〃	5W	H19.3.1
	〃	〃	〃 35	〃	〃	H7.3.3
	〃	〃	〃 36	〃	5W	H15.3.31
	〃	〃	〃 37	〃	5W	H19.3.1
	〃	〃	〃 38	〃	5W	H12.10.19
	〃	〃	〃 39	〃	5W	H21.11.18
	〃	〃	〃 301	〃	5W	H14.4.15
	〃	〃	〃 302	〃	1W	H12.2.16
	〃	〃	〃 303	〃	5W	H15.3.31
	積載車	〃	〃 304	〃	10W	S50.3.25
砥部消防署広田出張所	広田出張所	基地局	いよしょうぼうひろた	F3	10W	S59.3.12
	ポンプ車	移動局	いよしょうぼう 41	F3E	〃	H11.3.31
	救急車	〃	いよきゅうきゅう 4	F3	〃	H9.10.17
	広報車	〃	いよしょうぼう 42	〃	〃	S55.9.30
	携帯用	〃	いよしょうぼう 43	〃	1W	S62.1.10
	〃	〃	いよしょうぼう 45	〃	5W	H20.10.2
	〃	〃	いよしょうぼう 46	〃	1W	H7.6.23
	〃	〃	いよしょうぼう 47	〃	10W	〃
	〃	〃	いよしょうぼう 48	〃	5W	H20.10.2
	〃	〃	いよしょうぼう 49	〃	5W	H16.8.4

消防無線 1 CH 152.01MHz z 第1市町村波 5 CH 148.75MHz z 第2全国共通波
 2 CH 152.81MHz z 県内共通波 6 CH 154.15MHz z 第3全国共通波
 3 CH 153.75MHz z 第2市町村波 7 CH 158.35MHz z 防災相互波
 4 CH 150.73MHz z 第1全国共通波

6 消防団車両・資機材一覧表

種別	分団名	車名	ポンプ 製作所	馬力 排気量	級別	経過年数	購入年月日	登録番号	
ポンプ車	第3分団	いすゞ	小川	120PS	A2級	16	H6.3.28	88す1133	
	第6分団	三菱	〃	〃	〃	14	H8.3.18	88す2798	
		2台							
小型 ポンプ 積載車	本団	トヨタ		2,000cc		7	H15.1.9	800さ5067	
	第1分団	〃		〃		8	H14.1.23	800さ4125	
	第2分団	〃		〃		9	H13.1.26	800さ2958	
	第4分団	ニッサン		〃		13	H9.2.27	800す3647	
	第5分団	〃		1,800cc		5	H16.12.20	800さ9113	
	第7分団	〃		2,000cc		10	H12.2.23	800さ1752	
	第8分団	〃		〃		6	H15.12.17	800さ8120	
	第9分団	〃		〃		7	H15.1.27	800さ5097	
	第10分団	〃		〃		12	H9.12.17	88す4395	
	第11分団	トヨタ		1,800cc		14	H7.12.5	88す2540	
		〃	〃	〃		15	H7.2.28	88す1866	
		〃	ニッサン		3,000cc		1	H21.2.23	800す2289
	第12分団	トヨタ		1,800cc		16	H6.2.25	88す1067	
		〃	ニッサン		3,000cc		0	H21.12.10	800す2822
	第13分団	〃		1,800cc		6	H15.10.10	880さ5816	
	第14分団	いすゞ		3,000cc		0	H22.3.29	800す3076	
	16台								

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

種別	分団名	車名	ポンプ 製作所	馬力 排気量	級別	経過 年数	購入年月日	登録番号
小型 動力 ポン プ	本 団		トーハツ	4PS	D 1 級	21	S 63. 3. 31	3 台
	第 1 分団		シバウラ	40PS	B 3 級	17	H 4. 11. 4	
	第 2 分団		〃	〃	〃	15	H 6. 12. 26	
	第 4 分団		〃	〃	〃	15	〃	
	第 5 分団		シバウラ	40PS	B 3 級	16	H 5. 12. 27	
	第 7 分団		トーハツ	4PS	D 1 級	21	S 63. 3. 31	
	〃		シバウラ	40PS	B 3 級	17	H 4. 11. 4	
	第 8 分団		〃	〃	〃	17	〃	
	第 9 分団		〃	〃	〃	15	H 6. 12. 26	
	第 10 分団		〃	〃	〃	15	〃	
	第 11 分団		シバウラ	〃	〃	14	H 7. 12. 5	
	〃		〃	〃	〃	15	H 7. 2. 28	
	〃		〃	38PS	〃	9	H 12. 7. 14	
	第 12 分団		トーハツ	46PS	〃	2	H 19. 12. 17	
	〃		〃	〃	〃	3	H 18. 11. 29	
	第 13 分団		〃	〃	〃	6	H 15. 10. 10	
	第 14 分団		〃	30PS	B 2 級	0	H 22. 3. 29	
		玉 谷	シバウラ	4PS	D 1 級	22	S 62. 8. 28	
	高 市	ラビット	〃	〃	21	S 63. 8. 5		
	満穂、仙 波、玉谷	トーハツ	〃	〃	20	H 1. 8. 9	3 台	
		団 1 9 台	婦防 6 台					

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

7 固定系・移動系防災行政無線一覧表

1. 固定系

(砥部地区親局)

局名	空中線電力	周波数	設置場所
ぼうさいとべ ちょうやくば	10W	68.520MHz	1 第1通信所 伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内 2 第2通信所 伊予郡砥部町宮内1369番地 伊予消防等事務組合砥部消防署内

(広田地区親局)

局名	空中線電力	周波数	設置場所
ぼうさいとべ ちょうやくば	0.1W	60.08MHz	1 第1通信所 伊予郡砥部町総津409番地 2 第2通信所 伊予郡砥部町宮内1392番地 3 第3通信所 伊予郡砥部町宮内1369番地 伊予消防等事務組合砥部消防署内

(砥部地区固定子局)		(広田地区固定子局)	
局名	設置場所	局名	設置場所
固定子局 1	砥部町宮内1392番地	固定子局 1	砥部町満穂282番地
〃 2	〃 川登1105番地	〃 2	〃 満穂473番地先
〃 3	〃 川登693番地	〃 3	〃 満穂1415番地
〃 4	〃 川登596番地2	〃 4	〃 満穂849番地
〃 5	〃 川登408番地2	〃 5	〃 玉谷140番地 1
〃 6	〃 川登334番地	〃 6	〃 玉谷511番地
〃 7	〃 岩谷55番地1先	〃 7	〃 玉谷614番地
〃 8	〃 大南2267番地	〃 8	〃 中野川477番地 1
〃 9	〃 大南1891番地1先	〃 9	〃 中野川980番地
〃 10	〃 大南1343番地	〃 10	〃 高市165番地
〃 11	〃 五本松551番地	〃 11	〃 高市1682番地
〃 12	〃 外山96番地4先	〃 12	〃 高市1148番地
〃 13	〃 外山290番地	〃 13	〃 高市2609番地
〃 14	〃 大南1124番地	〃 14	〃 総津795番地
〃 15	〃 五本松307番地	〃 15	〃 総津1391番地 2
〃 16	〃 岩谷口114番地	〃 16	〃 総津1292番地
〃 17	〃 大南719番地	〃 17	〃 総津293番地
〃 18	〃 五本松82番地	〃 18	〃 多居谷1018番地
〃 19	〃 大南130番地	〃 19	〃 多居谷258番地
〃 20	〃 千足249番地	〃 20	〃 仙波540番地2
〃 21	〃 北川毛348番地	〃 21	〃 仙波968番地
〃 22	〃 千足400番地	〃 22	〃 総津409番地
〃 23	〃 北川毛50番地	〃 23	〃 高市2317番地
〃 24	〃 宮内2468番地	〃 24	〃 総津130番地 1
〃 25	〃 宮内1172番地	〃 25	〃 満穂1577番地

(砥部地区固定子局)		(広田地区固定子局)	
局名	設置場所	局名	設置場所
〃 26	〃 宮内640番地		
〃 27	〃 川井1083番地2		
〃 28	〃 川井1736番地1		
〃 29	〃 川井1459番地		
〃 30	〃 川井1580番地		
〃 31	〃 七折130番地1		
〃 32	〃 宮内948番地3		
〃 33	〃 川井994番地		
〃 34	〃 宮内116番地1		
〃 35	〃 上原町777番地		
〃 36	〃 原町170番地		
〃 37	〃 原町609番地		
〃 38	〃 原町249番地		
〃 39	〃 三角254番地		
〃 40	〃 高尾田1191番地94		
〃 41	〃 高尾田978番地		
〃 42	〃 麻生216番地		
〃 43	〃 高尾田760番地		
〃 44	〃 拾町214番地		
〃 45	〃 高尾田475番地1		
〃 46	〃 高尾田288番地2		
〃 47	〃 高尾田168番地先		
〃 48	〃 拾町115番地1		
〃 49	〃 重光397番地		
〃 50	〃 重光135番地		
〃 51	〃 八倉210番地		
〃 52	〃 八倉170番地1先		

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

2. 移動系

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
基地局	ぼうさいと べちょう	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
陸上移動局	〃 1	〃	〃	〃
〃	〃 2	〃	〃	〃
〃	〃 3	〃	〃	〃
〃	〃 4	5W	〃	〃
〃	〃 5	〃	〃	〃
〃	〃 6	〃	〃	〃
〃	〃 7	〃	〃	〃
〃	〃 8	〃	〃	〃
〃	〃 9	〃	〃	〃
〃	〃 10	〃	〃	〃
〃	〃 16	〃	〃	砥部町消防団団長宅
〃	〃 17	〃	〃	〃 副団長宅
〃	〃 18	〃	〃	〃 〃
〃	〃 19	1W	〃	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
〃	〃 20	〃	〃	〃
〃	〃 21	〃	〃	〃
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	5W	〃	〃
〃	〃 25	10W	〃	〃
〃	〃 26	5W	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃
〃	〃 51	10W	〃	伊予郡砥部町重光379番地 消防団第1分団車庫内
〃	〃 52	〃	〃	〃 高尾田890番地 〃 第2分団 〃
〃	〃 53	10W	466.7875MHz	〃 原町166番地 〃 第3分団 〃
〃	〃 54	〃	〃	〃 宮内699番地 〃 第4分団 〃
〃	〃 55	〃	〃	〃 川井1394番地 〃 第5分団 〃
〃	〃 56	〃	〃	〃 大南709番地 〃 第6分団 〃

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
〃	〃 57	〃	〃	〃 外山334番地 〃 第7分団 〃
〃	〃 58	〃	〃	〃 大南1120番地 〃 第8分団 〃
〃	〃 59	〃	〃	〃 岩谷口391番地 〃 第9分団 〃
〃	〃 60	〃	〃	〃 川登696番地 〃 第10分団 〃
〃	〃 61	5W	〃	消防団第1分団分団長宅
〃	〃 62	〃	〃	〃 第2分団 〃
〃	〃 63	〃	〃	〃 第3分団 〃
〃	〃 64	〃	〃	〃 第4分団 〃
〃	〃 65	〃	〃	〃 第5分団 〃
〃	〃 66	〃	〃	〃 第6分団 〃
〃	〃 67	〃	〃	〃 第7分団 〃
〃	〃 68	〃	〃	〃 第8分団 〃
〃	〃 69	1W	〃	〃 第9分団 〃
〃	〃 70	5W	〃	〃 第10分団 〃
基地局	ぼうさいと べちょうひ ろた	10W	〃	伊予郡砥部町総津1483番地 長曾野営場内
移動局	〃 1	〃	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 2	〃	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
移動局	〃 3	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町満穂287番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 4	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷140番地1 〃
〃	〃 5	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷513番地 〃
〃	〃 6	〃	〃	伊予郡砥部町仙波462番地 〃 第12分団 〃
〃	〃 7	〃	〃	伊予郡砥部町多居谷1019番地 〃 第12分団 〃
〃	〃 8	〃	〃	伊予郡砥部町総津809番地 〃 第13分団 〃
〃	〃 9	〃	〃	伊予郡砥部町高市1151番地 〃 第14分団 〃

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
〃	〃 21	5W	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	〃	〃	〃
〃	〃 25	〃	〃	〃
〃	〃 26	〃	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

8 消防団無線一覧表

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
基地局	ぼうさいと べちょう	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
陸上移動局	〃 1	〃	〃	〃
〃	〃 2	〃	〃	〃
〃	〃 3	〃	〃	〃
〃	〃 4	5W	〃	〃
〃	〃 5	〃	〃	〃
〃	〃 6	〃	〃	〃
〃	〃 7	〃	〃	〃
〃	〃 8	〃	〃	〃
〃	〃 9	〃	〃	〃
〃	〃 10	〃	〃	〃
〃	〃 16	〃	〃	砥部町消防団団長宅
〃	〃 17	〃	〃	〃 副団長宅
〃	〃 18	〃	〃	〃 〃
〃	〃 19	1W	〃	伊予郡砥部町宮内1392番地 砥部町役場内
〃	〃 20	〃	〃	〃
〃	〃 21	〃	〃	〃
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	5W	〃	〃
〃	〃 25	10W	〃	〃
〃	〃 26	5W	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃
〃	〃 51	10W	〃	伊予郡砥部町重光379番地 消防団第1分団車庫内
陸上移動局	〃 52	10W	466.7875MHz 〃	〃 高尾田890番地 〃 第2分団 〃
〃	〃 53	〃	〃	〃 原町166番地 〃 第3分団 〃
〃	〃 54	〃	〃	〃 宮内699番地 〃 第4分団 〃
〃	〃 55	〃	〃	〃 川井1394番地 〃 第5分団 〃

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
	〃 56	〃	〃	〃 大南709番地 〃 第6分団 〃
〃	〃 57	〃	〃	〃 外山334番地 〃 第7分団 〃
〃	〃 58	〃	〃	〃 大南1120番地 〃 第8分団 〃
〃	〃 59	〃	〃	〃 岩谷口391番地 〃 第9分団 〃
〃	〃 60	〃	〃	〃 川登696番地 〃 第10分団 〃
〃	〃 61	5W	〃	消防団第1分団分団長宅
〃	〃 62	〃	〃	〃 第2分団 〃
〃	〃 63	〃	〃	〃 第3分団 〃
〃	〃 64	〃	〃	〃 第4分団 〃
〃	〃 65	〃	〃	〃 第5分団 〃
〃	〃 66	〃	〃	〃 第6分団 〃
〃	〃 67	〃	〃	〃 第7分団 〃
〃	〃 68	〃	〃	〃 第8分団 〃
〃	〃 69	1W	〃	〃 第9分団 〃
〃	〃 70	5W	〃	〃 第10分団 〃
基地局	ぼうさいと べちようひ ろた	10W	〃	伊予郡砥部町総津1483番地 長曾野営場内
移動局	〃 1	〃	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
移動局	〃 2	10W	466.7875MHz	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 3	〃	〃	伊予郡砥部町満穂287番地 消防団第11分団車庫内
〃	〃 4	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷140番地1 〃
〃	〃 5	〃	〃	伊予郡砥部町玉谷513番地 〃
〃	〃 6	〃	〃	伊予郡砥部町仙波462番地 〃 第12分団 〃
〃	〃 7	〃	〃	伊予郡砥部町多居谷1019番地 〃 第12分団 〃
〃	〃 8	〃	〃	伊予郡砥部町総津809番地 〃 第13分団 〃

種別	呼出名称	空中線電力	周波数	設置(常置)場所
〃	〃 9	〃	〃	伊予郡砥部町高市1151番地 〃 第14分団 〃
〃	〃 21	5W	〃	伊予郡砥部町総津409番地 砥部町役場広田支所内
〃	〃 22	〃	〃	〃
〃	〃 23	〃	〃	〃
〃	〃 24	〃	〃	〃
〃	〃 25	〃	〃	〃
〃	〃 26	〃	〃	〃
〃	〃 27	〃	〃	〃
〃	〃 28	〃	〃	〃

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

9 区域内の道路網一覧表

種別	路線名称	路線番号
国道	国道 33 号	33
	国道 379 号	379
主要地方道	主要地方道伊予川内線	23
	主要地方道久万中山線	42
	主要地方道大平砥部線	53
一般県道	県道久谷森松停車場線	194
	県道砥部伊予松山線	219
	県道上尾峠久万線	220
	県道広田双海線	221
	県道中山砥部線	223
	県道中野川総津線	306
町道	町道八倉拾町線	
	町道高尾田・宮内線	
	町道供養堂・四辻線	
	町道井手の上線	
	町道大南大岩橋線	
	町道篠谷線	
	町道仙波線	
	町道多居谷線	
	町道総津町中線	
	町道総津町下線	
	町道砥部地区農免農道	
	町道幸田線	
町道宮内北川毛線		

10 輸送力一覽表

1. 町有車両一覽表

(砥部地区)

管理課	駐車場所	登録番号	車種等	年式	取得年月日	備考
総務課	本庁	愛媛 33 ね 4799	トヨタ	10年	10年 4月	町長車
〃	〃	愛媛 480 く 4230	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ
〃	〃	愛媛 50 と 5908	ダイハツ	8年	8年 4月	ムーブ
〃	〃	愛媛 80 あ 1258	マツダ	9年	13年 11月	AZワゴン
〃	〃	愛媛 480 く 4234	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ 4WD
〃	〃	愛媛 480 く 4232	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ 4WD
〃	〃	愛媛 500 む 1113	ホンダ	14年	14年 4月	シビック
〃	〃	愛媛 58 に 1334	トヨタ	7年	7年 4月	ライトエース
〃	〃	愛媛 22 さ 3524	コースター	3年	3年 11月	マイクロバス
〃	〃	愛媛 480 く 4233	ダイハツ	21年	21年 11月	ハイゼットカーゴ
〃	〃	愛媛 480 う 3870	ホンダ	18年	18年 8月	アクティバン
〃	〃	愛媛 33 た 4972	トヨタ	5年	5年 11月	ハイエース
保険健康課	本庁	愛媛 45 さ 2591	トヨタ	7年	7年 9月	保健センター
	〃	愛媛 400 さ 3796	マツダ	11年	11年 2月	〃
介護福祉課	本庁	愛媛 22 さ 3898	ミツビシ	7年	7年 3月	幼稚園スクールバス
〃	〃	愛媛 50 ひ 5807	ダイハツ	11年	11年 5月	介護保険係
〃	オレンジ荘	愛媛 41 す 4357	ミツビシ	7年	7年 5月	※オレンジ荘貸付車両
〃	〃	愛媛 50 み 4431	ダイハツ	12年	12年 9月	〃
〃	〃	愛媛 50 み 4432	ダイハツ	12年	12年 9月	〃
〃	和合苑	愛媛 41 な 6548	スズキ	11年	11年 10月	※和合苑貸付車両
産業建設課	本庁	愛媛 41 の 7841	ダイハツ	14年	14年 4月	温泉管理
〃	〃	愛媛 41 ひ 3067	ホンダ	15年	15年 5月	アクティバン
〃	〃	愛媛 41 と 3555	ミツビシ	11年	11年 1月	公園管理
〃	〃	愛媛 400 さ 4600	トヨタ	11年	11年 4月	公共土木
〃	〃	愛媛 41 え 5220	スバル	4年	4年 4月	公園管理
〃	〃	愛媛 41 そ 6648	ミツビシ	8年	8年 6月	公園管理
〃	〃	愛媛 41 の 7998	ミツビシ	14年	14年 4月	ミニキャブバン
生活環境課	本庁	愛媛 41 の 7624	ダイハツ	14年	14年 4月	犬捕獲車
〃	〃	愛媛 41 ね 3483	スズキ	13年	13年 6月	軽トラック
〃	美化センター	愛媛 特 16	フォークリフト	13年	13年 2月	美化センター
〃	本庁	愛媛 480 う 527	スバル	18年	18年 5月	下水道係
〃	〃	愛媛 480 え 5258	ダイハツ	19年	19年 6月	〃

管理課	駐車場所	登録番号	車種等	年式	取得年月日	備考
生活環境課	〃	愛媛 480 き 9235	ダイハツ	21年	21年 6月	下水道係
〃	〃	愛媛 41 ね 4394	ダイハツ	13年	13年 6月	〃
〃	〃	愛媛 41 は 487	ダイハツ	14年	14年 6月	〃
〃	〃	愛媛 41 ひ 4743	ダイハツ	15年	15年 6月	〃
〃	〃	愛媛 41 ほ 6802	ダイハツ	16年	16年 6月	〃
〃	〃	愛媛 480 え 4882	ダイハツ	16年	16年 6月	〃
〃	〃	愛媛 41 ぬ 321	ダイハツ	12年	12年 7月	水道係
〃	〃	愛媛 41 て 2310	ダイハツ	10年	10年 4月	〃
教育委員会事務局	中央公民館	愛媛 400 た 6458	マツダ	20年	20年 6月	ボンゴトラック
〃	〃	愛媛 41 こ 2325	ミツビシ	6年	6年 5月	軽箱型バン
〃	〃		コベルコ	5年	5年 9月	ミニショベル TP00593
〃	〃	愛媛 44 や 5194	ニッサン	3年	3年 4月	ADバン
〃	〃	愛媛 45 さ 117	マツダ	7年	7年 5月	ボンゴトラック
給食センター	給食センター	愛媛 44 ら 4185	トヨタ	5年	5年 5月	給食運搬車両
〃	〃	愛媛 11 そ 1523	ミツビシ	4年	4年 4月	〃
〃	〃	愛媛 41 ち 3467	ホンダ	9年	9年 4月	軽箱型バン

※介護福祉課の貸付車両は、委託業務にかかるもの

(広田地区)

管理課	駐車場所	登録番号	車種等	年式	取得年月日	備考
保険健康課	支所	愛媛 50 る 7146	スバル	15年	15年 4月	保健活動
〃	国保診療所	愛媛 500 な 6493	ニッサン	13年	13年 9月	往診車
〃	〃	愛媛 300 た 7352	トヨタ	13年	13年 10月	患者輸送車
介護福祉課	支所	愛媛 41 ち 2536	スズキ	9年	11年 3月	地域包括支援センター
〃	支所	愛媛 88 す 2956	ミツビシ	8年	8年 5月	地域包括支援センターバス
〃	支所	愛媛 300 せ 5962	トヨタ	12年	12年 4月	保育児童送迎
〃	特老ひろた	愛媛 88 す 2922	ニッサン	8年	8年 4月	※広寿会貸与車両
産業建設課	支所	愛媛 58 ね 122	トヨタ	7年	7年 10月	産業
〃	〃	愛媛 る 31	コマツ	10年	10年 11月	建設機械
〃	〃	愛媛 50 ゆ 5103	スズキ	14年	14年 4月	林業
〃	峡の館	愛媛 41 に 464	スバル	6年	12年 3月	※峡の館貸与車両
生活環境課	支所	愛媛 41 こ 8526	スズキ	6年	6年 8月	軽トラック
教育委員会事務局	支所	愛媛 200 さ 5386	ミツビシ	21年	21年 4月	中学生送迎用バス
〃	山村留学センター	愛媛 501 さ 508	ホンダ	19年	19年 2月	8人乗り、4WD
〃	給食センター	愛媛 41 ち 9478	スバル	9年	9年 11月	給食運搬車両

※介護福祉課及び産業建設課の貸付車両は、委託業務にかかるもの

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

2. 運送業者及び車両一覧表

業者名	種別	台	住所	電話	備考
あづま運送有限会社	7 t	2	総津 777	969-2010	
	6 t	1			
	4 t	1			
愛媛トラック物流有限会社	4 t	4	宮内 47-2	962-2278	
	2 t	1			
有限会社 大久保運送	10 t	4	岩谷口 83-3	962-5951	
	4 t	28			
	2 t	1			
近物レックス株式会社 松山支店	10 t	13	八倉 161-1	956-0300	
	8 t	1			
	4 t	5			
	2 t	6			
有限会社向南運送	25 t	5	川井 718-1	962-7125	
	8 t	2			
	4 t	9			
	2 t	2			
佐川急便株式会社 中国・四国支社松山店	13 t	2	八倉 125	958-1181	
	10 t	1			
	4 t	10			
	2 t	60			
	1 t	2			
タケチ運輸有限会社	10 t	27	八倉 121	958-4700	
フットワークエクスプレス 株式会社松山店	10 t	5	八倉 115	969-8301	
	4 t	8			
	2 t	7			
有限会社エムユー	10 t	6	八倉 342	957-9536	
	3 t	1			
渡辺興業株式会社 松山営業所	25 t	19	八倉 121	958-4711	
	10 t	16			
	7 t	4			
	4 t	5			
	2 t	2			

運送業者（バス）

業者名	種別	台	住所	電話	備考
坊っちゃん観光バス有限会社	37人乗	1	外山 15	962-5678	中型バス 小型バス ワゴン
	25人乗	3			
	10人乗	1			

タクシー会社

業者名	種別	台	住所	電話	備考
有限会社砥部タクシー	小型	11	高尾田 62	958-3311	
広田タクシー	中型	1	総津 1126	969-2226	
	小型	1			

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

3. ヘリコプター発着場一覧表

名称	広さ	住所	電話	備考
砥部小学校	50m × 70m	大南 1039	9 6 2 - 2 0 3 0	教育委員会事務局
宮内小学校	60m × 70m	宮内 640	9 6 2 - 2 0 7 2	〃
麻生小学校	50m × 80m	高尾田 7 6 0	9 5 6 - 0 5 1 6	〃
砥部中学校	80m × 90m	千足 6 8	9 6 2 - 2 0 0 8	〃
ひろた町民グラウンド	90m × 83m	総津 3 8 6	9 6 2 - 5 9 5 2	〃
陶街道ゆとり公園グラウンド	90m × 150m	千足 4 0 0	9 6 2 - 5 9 5 2	〃
田ノ浦町民広場	90m × 90m	田ノ浦 5 5 5 - 2	9 6 2 - 5 9 5 2	〃
重信川河川敷	-	八倉		国土交通省

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

11 備蓄物資、調達可能物資一覧表

1. 緊急援護備蓄物資一覧表

資機材名	数 量	資機材名	数 量
飲料水	—	毛 布	320枚
乾燥米飯	1316食	日用品セット	100セット
乾パン	120食	リヤカー	2台
缶入りクラッカー	100食	担 架	2基
缶詰	960缶	給水容器	22個

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

2. 米穀販売所又は副食物調達業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
(株)セブンスター砥部店	拾町20	958-3111
Aコープ城南店	高尾田71	956-0612
Aコープとべ店	大南325	962-2916
(株)フジ砥部原町店	原町324-1	958-1231
(株)パルティフジ砥部店	重光239	960-7111
ローソン高尾田店	高尾田369-1	963-3961
ローソン砥部町店	三角126-1	962-5805
ローソン砥部麻生店	高尾田1305-1	956-7766
ローソン砥部宮内店	宮内1347-2	962-7453
ローソン砥部焼観光センター店	千足338	962-1515
サンクス砥部八倉店	八倉60-5	905-0797
サンクス砥部宮内店	宮内110-1	962-7108
サークルK砥部麻生店	麻生245-9	905-2086
平岡米穀店	大南1935	962-2727
白城鮮魚	大南462	962-5210
(有)田中青果	宮内1029	962-2440
(株)電子食品流通研究所	川井1553	962-4214
橋本商店	玉谷400-1	969-2518
篠崎商店	高市1315	969-2523
伊達米穀店	総津780	969-2127

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

3. パン製造業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
(株) 四国シキシマパン松山工場	岩谷口110	962-4111
(株) タカキベーカリー	重光7	956-7181
山崎製パン(株) 愛媛営業所	八倉18-1	957-3777

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

4. みそ・醤油製造卸売業者一覧表

販売所の名称	販売所の所在地	電話
佐川醸造(株)	大南760-1	962-2031

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

5. 炊出可能施設一覧表

施設名	地区	炊出し機材		燃料	1回当たりの炊出し能力
		品名	数量		
学校給食センター	砥部	連続自動炊飯器	1	LPガス	340升 (3,500食)
砥部小学校	砥部	自動炊飯器	4	電気	4升
宮内小学校	砥部	ガス炊飯器	2	LPガス	8升
		電気炊飯器	1	電気	1升
麻生小学校	砥部	電気炊飯器	2	電気	2升
砥部中学校	砥部	電気炊飯器	8	電気	8升
砥部町保健センター	砥部	炊飯器	2	LPガス	2升
砥部町中央公民館	砥部	ガス釜	2	LPガス	3升
千里地区公民館	砥部	ガス釜	2	LPガス	6升
砥部保育所	砥部	ガス釜	1	LPガス	5升
		電気釜	1	電気	1升
宮内保育所	砥部	ガス釜	1	LPガス	5升
		電気釜	2	電気	2升
麻生保育所	砥部	ガス釜	2	LPガス	8升
		電気釜	1	電気	1升
老人福祉センター	砥部	ガス炊飯器	2	LPガス	6升
学校給食センター	広田	ガス炊飯器	3	LPガス	15升
広田小学校	広田	ガス炊飯器	1	LPガス	3升
	広田	電気炊飯器	2	電気	6合
玉谷小学校	広田	電気炊飯器	1	電気	1升
高市小学校	広田	ガス炊飯器	1	LPガス	3升
高齢者生活福祉センター	広田	ガス炊飯器	2	LPガス	6升
広田老人憩いの家	広田	ガス炊飯器	2	LPガス	5升
ひろた交流センター	広田	電気炊飯器	2	電気	4升
山村留学センター	広田	電気炊飯器	2	電気	4升
ふるさと生活館	広田	ガス炊飯器	3	LPガス	12升
こぶしの家	広田	ガス炊飯器	1	LPガス	2升
研修の宿	広田	ガス炊飯器	1	LPガス	5升
		電気炊飯器	2	電気	2升

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

6. 防疫関係資機材の在庫場所・品名・消毒用資機材等一覧表

品名	調達可能数量	在庫場所
人力噴霧器	4	本庁倉庫 1 広田支所倉庫 3
クレゾール石鹼液 500ml	18	本庁倉庫 10 広田支所倉庫 8
オスバン液(塩化ベンザルコウム液) 500ml	12	本庁倉庫 5 広田支所倉庫 7
ピューラックス 1800ml	8	本庁倉庫 8
液状フェノール 1800ml	3	本庁倉庫 3

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

12 医療機関一覧表

1. 病院・診療所一覧表

病 院 等	所 在 地	電話番号	診 療 科 目
医療法人誠志会砥部病院	砥部町麻生40-1	957-5511	脳神経外科、整形外科、理学診療科、眼科、内科、耳鼻科
豊島医院	砥部町大南198-2	962-2073	内科、小児科、麻酔科
八倉医院	砥部町重光275-1	958-1555	内科、理学診療科
鎌井内科	砥部町千足20-7	962-6262	内科、循環器科、呼吸器科、胃腸科、放射線科
とべ整形外科	砥部町宮内908	962-2000	整形外科
中川内科	砥部町高尾田51	956-0600	内科
西村外科・小児外科	砥部町宮内811	962-3122	外科、小児外科、胃腸科、整形外科、肛門科、理学診療科
よしおか内科	砥部町高尾田1093	956-3211	内科
小泉小児科	砥部町拾町281-2	958-0648	小児科
峰産婦人科	砥部町宮内892	962-6711	産婦人科
山本クリニック	砥部町宮内946	962-2036	内科、外科、胃腸科
木谷耳鼻咽喉科	砥部町麻生1-3	958-8741	耳鼻咽喉科
柳田医院	砥部町高尾田287	969-6300	内科、外科、整形外科
かどた内科	砥部町高尾田635-2	957-3113	内科、循環器科、消化器科
ニ光クリニック	砥部町大南457-2	960-7277	外科、リハビリ科
みずほ整形外科	砥部町麻生7-5	905-7118	内科、胃腸科、整形外科、リハビリ科
砥部町国民保健診療所	砥部町総津396	969-2020	医科
麻生歯科	砥部町麻生1-1	958-1180	歯科
篠崎歯科医院	砥部町高尾田715-2	957-2149	歯科
露口歯科医院	砥部町高尾田37	957-6400	歯科
小野歯科医院	砥部町宮内1260	962-3550	歯科
大膳歯科医院	砥部町大南392-1	962-2066	歯科、口腔外科
平田歯科医院	砥部町千足1-23	962-6233	歯科
うえやま歯科クリニック	砥部町高尾田1108-18	958-8214	歯科、小児歯科
稲田歯科医院	砥部町大南785	962-6480	歯科、口腔歯科
渡部歯科医院	砥部町宮内1400	962-6471	歯科
伊予医師会	伊予市下吾川381-1	982-1414	稲田内科に設置

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

13 火葬場等一覽表

1. 火葬場処理能力一覽表

火葬場	所在地	管理者	電話番号	炉数	作業者	処理能力
聖浄苑	伊予市大平甲1968 - 1	伊予消防等事務組合	983 - 5566	5基	4人	10体/日
藤華苑	喜多郡内子町寺村 2478 - 7	喜多郡内子町	(0892) 52 - 3461	2基	1人	4体/日

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

2. 霊柩車台数一覽表

名称	所在地	所有台数	電話番号
田中葬儀社(株)	砥部町大南545 - 1	1台	962 - 2049
伊達葬儀社	砥部町総津672 上浮穴郡久万高原町上野尻327 - 11	1台	969 - 2008 (0892) 21 - 0490

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

3. 清掃関係施設一覽表

施設名	所在地	電話番号	処理能力
美化センター	砥部町川井566 - 2	962 - 5168	固形燃料化 23t/8時間
千里埋立処分場	砥部町川登3558 - 1	962 - 6676	残埋立容量 24,416m ³
オオノ開発(株)東温事業所	東温市河之内北引岩乙 825 - 3	966 - 4141	残埋立容量 1,184,000m ³
内山クリーンセンター	喜多郡内子町五百木297	(0893) 44-4574	焼却 10.5t/16h × 2基

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

4. し尿収集車一覽表

業者名	住所	電話番号	車両数	汲取能力
(株)カトウ	松山市桑原3丁目15 - 1	933 - 7900	15台	47.2kl/日
大山衛生社	伊予市中山町佐礼谷2 - 201 - 2	984 - 1699	1台	3.1kl/日

※出典：砥部町地域防災計画（資料編）

14 関係機関との協定一覧表

協定名称	応援の内容	手続
愛媛県消防広域相互 応援協定	愛媛県下の市町及び消防一部事務組合の消防広域 相互応援について定める。	平成 18 年 4 月 1 日から施行
愛媛県消防防災ヘリコプ ター支援に関する協定	愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターを用いて 行う市町への支援について定める。	平成 18 年 4 月 1 日から施行
伊予、大洲、久万高原 広域消防相互応援協定	大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧のために、 消防事務組合を含めた大洲市、伊予市、砥部町、内 子町及び久万高原町の協力体制について定める。	平成 17 年 11 月 1 日から施行
中予地区広域消防相互 応援協定	松山地区新広域市町圏域内における大規模火災、そ の他特殊災害の発生に際し、市町及び消防にかかわ る一部事務組合の消防相互応援について定める。	平成 2 年 8 月 1 日から施行
はしご隊の編成に関する 協定書	中高層建築物の火災の鎮圧等（その多種々の災害に おける人命救助活動を含む。）について定める。	平成 5 年 12 月 13 日から施行
救助隊の編成に関する協 定書	消防組織法第 4 条第 14 号の規定に基づき、救助活 動に関する基準（昭和 62 年消防庁告示第 3 号）に 定められている事務の共同処理について定める。	平成 5 年 5 月 14 日から施行
えひめこどもの城に係る 消防相互応援協定書	えひめこどもの城及びその周辺における火災の予 防、並びに区域内における火災、救急その他災害が 発生した場合の消防力の相互活用について定める。	平成 10 年 11 月 1 日から施行
松山自動車道消防相互 応援協定書	松山自動車道及びその施設における火災、救急その 他災害が発生した場合の消防力の相互活用につい て定める。	平成 8 年 11 月 1 日から施行
災害時の医療救護に関す る協定 (社)愛媛県医師会	災害時において被災者の救助として行う医療及び 助産の実施について定める。	平成 8 年 2 月 1 日から施行
災害時の医療救護に関す る協定 (社)愛媛県看護協会	災害時において被災者の救助として行う医療及び 助産の実施について定める。	平成 15 年 4 月 9 日から実施
災害時の医療救護に関す る協定 (社)愛媛県歯科医師会	災害時において被災者の救助として行う医療の実 施について定める。	平成 15 年 4 月 9 日から実施
災害時の医療救護に関す る協定 (社)愛媛県薬剤師会	災害時において被災者の救助として行う医療及び 助産の実施について定める。	平成 15 年 4 月 9 日から実施
災害時における救援物資 提供に関する協定書 (四国コカ・コーラボトリン グ株式会社)	災害時における救援物資提供について定める。	平成 18 年 6 月 8 日より施行
緊急時飲料提供ベンダー 設置契約 (サントリーフーズ株式会社)	災害時における救援物資提供について定める。	平成 18 年 12 月 1 日より施行
災害時における応急対策 業務の協力に関する協定 書(社)愛媛県エルピー ガス協会松山支部	災害時における応急生活物資（LP ガス等）の供給 について定める。	平成 20 年 11 月 18 日より施行

協 定 名 称	応 援 の 内 容	手 続
災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（えひめ中央農業協同組合）	災害時における応急生活物資（食料品、日用品、ガソリン等）の供給について定める。	平成 21 年 9 月 5 日より施行

第 4 編 關係條例

1 災害派遣手当に関する条例

平成 18 年 3 月 24 日
条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号。以下「令」という。)第 19 条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 32 条第 1 項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第 2 条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて砥部町内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、令第 19 条の規定により総務大臣が定める災害派遣手当の額の基準に規定する額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が砥部町内に到着した日から起算し、砥部町外へ出発した日までの期間とする。

(支給方法)

第 3 条 災害派遣手当の支給方法は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 砥部町国民保護対策本部及び砥部町緊急対処事態対策本部条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。)第 31 条及び法第 183 条において準用する法第 31 条の規定に基づき、砥部町国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び砥部町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 28 条第 6 項の規定により、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、砥部町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 砥部町国民保護協議会条例

平成 18 年 3 月 24 日
条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 40 条第 8 項の規定に基づき、砥部町国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年砥部町条例第 41 号)の定めるところによる。

(雑則)

第 7 条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年砥部町条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

第 5 編 様 式

1 被災情報の報告様式

年月日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
 砥部町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

（1）発生日時平成年月日

（2）発生場所●●市▲▲町▲A丁目▲B番▲C号（北緯度、東経度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町名	年月日	性別	年齢	概況

2 【様式第1号】安否情報の収集様式(避難住民・負傷住民)

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時 (月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居人からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居人・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居人・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

3 【様式第2号】安否情報の収集様式(死亡住民)

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時 (月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

6 【様式第5号】安否情報回答書

様式第5号(第4条関係)

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日			
様			
砥 部 町 長			
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被 照 会 者	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本	その他 ()
	その他個人を識別するための情報		
	現在の居所		
	負傷又は疾病の状況		
	連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

第6編 避難実施要領

1 基本指針

- 町は、関係機関（教育委員会等当該町の執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努める。
- 町は、当該町の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定する。

(1) 避難実施要領について

町長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「町の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

(2) 避難実施要領のパターン作成について

町において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。

平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、町が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

2 弾道ミサイル攻撃の場合

(1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下施設に避難することとなる。)

(2) 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長



知 事



町 長

警報の発令、避難措置の指示

(その他、記者会見等による国民への情報提供)

避難の指示

避難実施要領

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

町長

●月●日●時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※)弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らない「正常化の偏見」が存在する。）。

(※)津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※)防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※)現在調査を行っている全国瞬時警報システム J-alert)が配備された場合には、国において、各市（町村）の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令された場合は、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知する。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知する。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者（旅行者等の一時的な滞在者）についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力を依頼する。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、砥部町国民保護計画に基づいて定める。

3 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- (1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。
- なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- (2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- (3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の様相も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、市街地の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

町長

●月●日●時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、●●において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、●●町●●地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)

知事は、別添の避難の指示を行った。(避難の指示を添付。)

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

●●町は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、●●市・●●小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の●●市・●●小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う。(配置については別途添付)。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

(ア) A●地区

約 200 名、A●公民館、町保有車両×4 ●●バス 2 台

(イ) B●地区

約 200 名、B●公民館、●●バス×大型バス 4 台

(ウ) C●地区

約 100 名、C●公民館、●●バス×大型バス 2 台

(エ) その他

イ 輸送開始時期・場所

●●日 15:30、A●・B●・C●公民館

ウ 避難経路

国道●●号（予備として県道●●号及び●●号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 市街地においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者を支援する班」を設置し、次の対応を行う。
 - (ア) ●●病院の入院患者5名は、●●病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - (イ) その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災担当課及び福祉担当課を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者を支援する班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らない「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、市街地等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各班の役割

砥部町国民保護計画のとおり。

4 連絡・調整先

ア バスの運行は、県●●課及び県警察と調整して行う。

イ バス運転手、現地派遣の県職員及び●●市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ 対策本部設置場所：●●町役場

オ 現地調整所設置場所：●●

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、●●市●●小学校及び●●公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び●●市（町村）の支援を受ける。

(昼間の市街地における突発的な攻撃の場合の避難)
避難実施要領 (一例)

町長
●月●日●時現在

1 事態の状況

●●日●時●分に●●地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、●●地域で戦闘が継続している状況にある(●●日●時現在)。

2 避難誘導の全般的方針

●●地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

3 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

●●時現在

●●地区については、●●道路を避難経路として、健全者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は・・・

●●地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷が発生した場合には、●●地点の救護所、●●病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、●●地点の救護所及び●●病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

5 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(市街地における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

町長

●月●日●時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、●●地域における爆発について、化学剤(●●剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の●●町●●番地及び●●番地の地域及びその風下となる地域(●●番地～●●番地)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った。(避難の指示を添付。)

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

●●町は、要避難地域の住民約2,000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる●●番地～●●番地の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ●●公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。
また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際して留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

町の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各班の役割

砥部町国民保護計画のとおり。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：●●町役場
- イ 現地調整所設置場所：●●

砥部町国民保護計画

(平成22年3月作成)

発行 砥部町
事務局 砥部町総務課
砥部町宮内 1392 番地
電話 089 (962) 6110
FAX 089 (962) 4277